

福島第一原子力発電所6号機の安全確保に係る取組状況について

平成18年5月19日

東京電力(株)福島第一原子力発電所6号機(以下「当該機」という。)は、平成17年12月21日から平成18年5月下旬までの予定で原子炉を停止し、第19回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

事業者においては、今停止期間中に、タービン系配管等について長期計画に基づく配管肉厚測定の実施、過去における当該機の可燃性ガス濃度制御系における不適切な対応を踏まえ、流量を増加させる改造工事の実施等、トラブルの再発防止対策や、非常用炉心冷却システムストレナ閉塞問題を踏まえ、原子炉格納容器内繊維質保温材を撤去する等の予防保全の取組みが行われている。

一方、当該機においては、定期事業者検査期間中にハフニウム板型制御棒にひび割れ等が確認されたことを踏まえ、同型制御棒の取り替えは実施しているものの、徹底的な原因究明とそれを踏まえた対策の速やかな実施が求められる。

また、今後、起動試験を実施する際には、各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、定期事業者検査期間中において、水漏れ等のトラブルが多くみられたことも踏まえ、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県は、さきに、事業者に対し一連の不正問題の総括として、風通しが良く透明性の高い発電所運営について一層の取組みを求めたところであり、また、昨年8月にあった保全業務の実施状況や運転管理部の運転体制の検討状況に関する情報提供についての事業者の調査結果を踏まえ、昨年12月に、現場管理の改善について要請しているところであり、企業の垣根を超えて、安全意識、品質意識が共有化され、安全上の問題や意見をオープンに出せる風土と問題解決の仕組みの構築、運営に、早期に具体的な方策を示し取り組んでいくことが求められている。

更に、当該機において、原子炉給水系流量計測エレメントの実流量試験における不正が明らかになったことを踏まえ、調達先の協力企業に対する監査の充実、検査員の独立性の要求など、調達管理の強化等を図るものとしているが、立地自治体が知り得ない原子力発電所における技術的な事業者内部の問題に関して、事業者においてシステムとしてしっかりコントロールできるような体制づくりを、根本的に考えていくことが必要である。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。